

第1章

プランの概要



本文中で※がついている用語は、「資料編」内の「用語解説」において、用語の説明があります。

1 プラン見直しの趣旨

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけられています。

国においては、平成12年12月の「男女共同参画基本計画（第1次）」の策定（平成17年、平成22年に改定）をはじめとし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組み、制度改正を進めています。しかし、少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、職場、家庭、地域などそれぞれの場面において男女がその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」がより一層重要となっています。

本市では、平成21年3月に「清須市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画にかかる様々な取り組みを進めてきました。一方で、依然として性別役割分担意識は根強く残っています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を生かした防災分野への男女共同参画の視点の盛り込みや、男女間の暴力の防止、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組まなければならない課題が生じてきています。今後は、市民への男女共同参画についての認識を一層深めるとともに、一人ひとりが男女共同参画社会実現に向けて行動できる「実践」のきっかけづくりをしていくことが求められています。

以上のような流れを踏まえつつ、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年経過したことを受け、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、清須市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「清須市男女共同参画プラン」の見直しを行うものです。



男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法 第2条）」のことを言います。

2 男女共同参画の歩み

(1) 世界・国の動向

■ 1975年（昭和50年）～

国際連合が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めて以来、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進みました。1979年（昭和54年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■ 1985年（昭和60年）～

「国際婦人の10年」の最終年である1985年（昭和60年）には、ナイロビにおいて会議が行われ、「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」が採択されました。

国内においては、1985年（昭和60年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」を制定し、「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに1987年（昭和62年）には「ナイロビ戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年（平成3年）にはこの計画が見直されるとともに、「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が制定されました。

■ 1994年（平成6年）～

1995年（平成7年）の第4回世界女性会議においては、国際社会がとるべき12の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント*を前提に、「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

国内においても、1994年（平成6年）に政府が「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年（平成8年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示しました。また、1997年（平成9年）には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメント*に関する規則等が盛り込まれました。

第1章 プランの概要

■ 1999年（平成11年）～

2000年（平成12年）には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性への暴力に対処する法律の整備などを盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

国内においては、1999年（平成11年）に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設けるなど、国民に対する啓発の取り組みが強化されてきました。

また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。

■ 2004年（平成16年）～

2004年（平成16年）には、DV防止法が一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本指針」が策定され、2007年（平成19年）には、全面的な見直しが行われています。2013年（平成25年）の一部改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとされており、また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

また、「男女共同参画基本計画」については、2005年（平成17年）の第2次計画の策定を経て、2010年（平成22年）にはさらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。しかし、2009年（平成21年）の女子差別撤廃委員会の最終見解では、固定的性別役割分担^{*}意識の解消や女性の賃金格差の是正などへの対応において、日本の取り組みが不十分であるとして多くの課題が指摘されており、さらなる推進の必要性が高まっています。

雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクション^{*}の一層の推進を図ることとされています。2007年（平成19年）には「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」が示され、同年、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されています。

(2) 愛知県の動向

愛知県においては、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方を示しました。その後も、1997年（平

成9年)に「あいち男女共同参画2000年プラン」、2001年(平成13年)には、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定し、さらに、2002年(平成14年)には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されています。

2005年(平成17年)には「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。また、2011年(平成23年)には、社会経済情勢の変化などを踏まえ、「あいち男女共同参画プラン」を見直し、新たな男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、“男女共同参画社会に向けての意識改革”“あらゆる分野への社会参画の促進”“多様な働き方を可能にする環境づくり”“安心して暮らせる社会づくり”の4つの重点目標が設定されています。

(3) 清須市の動向

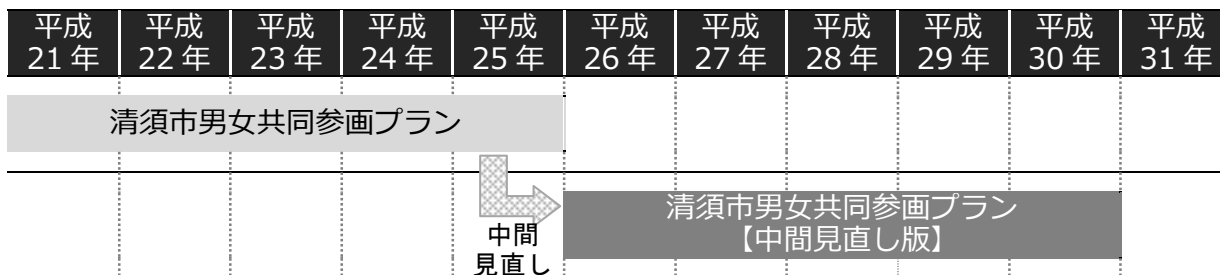
本市では、平成19年度から平成28年度までのまちづくりの指針として「基本構想」と「基本計画」から成る「清須市第1次総合計画」を平成19年3月に策定しました。その後、計画期間の中間年度にあたる平成23年度に、新たに「後期基本計画」を策定するとともに、計画期間中の平成21年10月の春日町との合併も踏まえ、「基本構想」を改定し、基本計画の中に「男女共同参画社会の推進」を取り上げ、取り組みを進めてきました。

平成21年3月には、国や県での男女共同参画に関する計画の策定を受け、本市においても「清須市男女共同参画プラン」を策定しました。策定にあたっては、平成20年1月に市民を対象にアンケート調査を実施し、本市の実態を把握しました。プランの策定後は、プランに基づき、市民協働による講演会の実施、市への家庭相談員、女性相談員の配置による、児童虐待や児童の養育問題などの相談及びドメスティック・バイオレンス(以下、DV*という)を含めた女性の相談の実施など、男女共同参画に関する様々な取り組みを進めています。

平成25年7月には、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年が経過したことを受け、プラン見直しのための市民意識調査を実施しました。平成26年3月には、市民意識調査結果や、関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどから市民の意見を取り入るとともに、「清須市男女共同参画プラン策定委員会」での審議を踏まえ、「清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】」を策定しました。

3 プランの期間

本プランは、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。



4 プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。なお、本プランの一部は「DV防止法」第2条の3第3項に定められる市町村基本計画としても位置づけることとします。

本プランは、国の「第3次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015」の趣旨を踏まえて策定しています。

また、本プランは教育、福祉、まちづくりなど市のあらゆる分野に関わる計画となるため、上位計画である「清須市第1次総合計画」をはじめ、他計画との整合も図ることとします。